

橿原市における居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱いについて

1、特定事業所集中減算について

毎年度2回の判定期間に作成された居宅介護サービス計画のうち、対象となるサービスのいずれかで、同一法人が開設する事業者によって提供されたものの占める割合が80%を超えている場合には正当な理由がある場合を除いて、減算適用期間の全ての居宅介護支援費が1月200単位/件の減算となります。

判定対象となるサービス…訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護

2、判定の方法について

(1) 判定は毎年度2回（前期及び後期）行います。

	判定期間	市への報告期限	減算適用期間
前期	3月1日から8月末日	9月15日※1	10月1日から3月31日
後期	9月1日から2月末日	3月15日	4月1日から9月30日

(※1 休日等の関係で変更になる可能性があります)

(2) 指定居宅介護事業所ごとに、上記判定対象サービスを位置付けた居宅介護サービス計画件数をカウントし、判定対象となるサービス別に、それぞれ最も紹介件数が多かった法人を特定し、当該法人の事業所を位置付けた件数が占める割合を計算してください。

紹介率最高法人の占める割合が、いずれかのサービス一つでも80%を超えた場合、上記減算適用期間の全ての居宅介護支援費が減算となります。

(具体的な計算式)

$$\frac{\text{当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数}}{\text{当該サービスを位置づけた計画数}}$$

※紹介率最高法人…最も多く居宅サービス計画に位置づけられている法人

(3) 「特定事業所集中減算報告書」を作成し、判定の結果が80%を超えた場合は、「特定事業所集中減算報告書」に必要事項を記入し、事業者保存分と市役所提出分を作成し、提出分を市に提出してください。(報告書の様式は橿原市ホームページからダウンロードできます。)

80%を超えなかった場合につきましては、報告書の提出は必要ありませんが、介護報酬が正当であることを示す根拠として、当該報告書の作成、及び当該判定にかかる減算適用期間終了後から5年間の保存が必要です。(実地指導等で確認させていただきます。)

4、正当な理由の範囲について

80%を超えたことについて、次のパターンⅠ～Ⅴのいずれかに該当する場合は、正当な理由があるものとして、特定事業所集中減算の対象外とします。

パターン	正当な理由として認められる内容	取扱
Ⅰ	居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域において、対象のサービス数が5事業所未満である。	80%超 容認
Ⅱ	特別地域居宅介護支援加算を受けている居宅介護支援事業者である。	80%超 容認
Ⅲ	判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である。	80%超 容認
Ⅳ	判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、各サービスを位置付けている計画件数が1月当たり平均10件以下である。	80%超 容認
Ⅴ	その他、客観的な根拠に基づいて、当該事業所を選択せざるを得なかった正当な理由があると市長が認める場合。	対象件数 控除

※パターンⅤに該当し、算定控除されたい事例がある場合は、その内容が明記された記録資料の写し（議事録や支援経過等、事実を証明するもの）を添付してください。

○特定事業所集中減算については、本市から減算適否結果通知があった場合においても自動的に変更されるものではありませんので、変更が生じた場合は必ず変更届出書を提出してください。